

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	〇指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	四九七
告示	〇一般廃棄物処理施設設置の許可申請があつた件	四九七
	〇大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件	四九七
	〇大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	四九八
	〇遊漁規則について認可した件	四九八
	〇保安林の指定をする予定である旨通知があつた件	四九八
	福島県選挙管理委員会	四九八
	〇選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	四九八
	福島県収用委員会	四九八
	〇土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件	四九九
	福島県内水面漁場管理委員会	四九九
	〇福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程	五〇〇
規則	指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。	

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月八日  
福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第六十号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二郡山信用金庫の項中「金屋支店」の下に、「八山田支店」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年九月二十六日から施行する。

（出納総務課）

## 告 示

### 福島県告示第五百九十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八條第一項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があつたので、次のとおり告示する。なお、その申請書及び同条第三項に規定する当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十九年九月八日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
環境省福島地方環境事務所 所長 土居 健太郎  
福島県福島市栄町十一番二十五号 AXCビル六階
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
福島県双葉郡浪江町大字棚塩字向川原百四十三番地ほか百九十六筆
- 三 一般廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五條第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
津波廃棄物、家屋解体廃棄物、片付けごみ、除染廃棄物、捕獲鳥獣及び埋却家畜
- 五 申請年月日  
平成二十九年七月二十六日
- 六 縦覧場所
  - 1 福島県相双地方振興局県民環境部環境課  
福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
  - 2 浪江町住民課  
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二

（一般廃棄物課）

福島県告示第五百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品福島西店 福島県福島市泉字下鎌二十九一―一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

山一ベジフル株式会社

代表取締役 増岡 芳文

福島県郡山市大槻町字向原百十四番地

（変更後）

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

山一ベジフル株式会社

代表取締役 増岡 芳文

福島県郡山市大槻町字向原百十四番地

株式会社フードブランニング

代表取締役 渡辺 貞雄

福島県福島市泉字下川原七番地の十

三 変更した年月日

平成二十九年七月六日

四 届出年月日

平成二十九年八月三十日

五 届出をした者

株式会社カワチ薬品

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四

項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年九月八日から同年十月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一―号

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百九十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、夏井川漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十九年八月二十八日次のとおり認可した。

平成二十九年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 漁業権者の名称及び住所

夏井川漁業協同組合 いわき市好間町下好間字渋井百三十一番地の三

二 漁業権の免許番号 内共第九号（夏井川）

三 変更の内容

第七条第一項ただし書中「又は小学生」を、「小学生又は中学生」に、「中学生又は」を「一日利用に係る遊漁料のうち、遊漁者が」に改め、同項の表中「一年 六、五〇〇円」を「一年 六、五〇〇円」に改めた。

「一年 六、五〇〇円」

「一年 三、〇〇〇円」

「一年 三、〇〇〇円」

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成三十年四月一日

（水産課）

福島県告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

伊達市梁川町山舟生字清水五五、五六、五七の二、六〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、及び、平成二十九年九月一日現在において、次のとおりである。

平成二十九年九月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、五二七
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数と四

万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三〇三、二八九

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区	選挙区	選挙区
福島市	田村市田村郡	一八、八二七
会津若松市	南相馬市相馬郡飯館村	一九、六二六
郡山市	伊達市伊達郡	二八、〇二五
いわき市	本宮市安達郡	一〇、八七七
白河市西白河郡	南会津郡	七、八六三
須賀川市岩瀬郡	河沼郡	六、四八七
喜多方市耶麻郡	大沼郡	七、六三九
相馬市相馬郡新地町	東白川郡	九、二二九
二本松市	石川郡	一一、五六二
	双葉郡	一八、四五六

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成二十九年八月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十九年九月八日

福島県収用委員会

会長 菅野 昭弘

- 一 起業者の名称  
福島県
- 二 事業の種類  
いわき都市計画道路事業三・三・一〇二号平磐城線
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	所在地番	地目	地積(平方メートル)	取用しようとする土地の面積(平方メートル)
	福島県 いわき市 小浜字本町	四二番 一	宅地 宅地	
登記記録	宅地	登記記録	実測	
登記記録	宅地	一、六九一 ・一五	一、六九一 ・一四	五七・七〇

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
合名会社磐崎屋社員小野利	(法人登記簿上の住所) 福島県いわき市小浜字本町四二番地の1 (書類の送達先) 静岡県湖西市鷺津三三二六番地 Tマンション四〇七

- 五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類  
なし

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会告示第五号  
 福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
 平成二十九年九月八日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉  
 福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成七年福島県内水面漁場管理委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(その二)中

心身の状況	健康状態・病歴 障害 性格 その他
家庭生活	親族関係 婚姻歴 その他

家庭生活	親族関係 婚姻歴 その他
------	--------------------

思想・信条・宗教等	思想・信条 宗教 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報(収集する理由)
-----------	----------------------------------------------

要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能障害 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤の結果 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続 (収集する理由)
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

公的身分  
罪被害の事実

に改める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成二十九年九月八日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程様式第一号（その二）による用紙は、当分の間、使用することができる。